

平成三十年七月二十四日受領
答弁第四四六号

内閣衆質一九六第四四六号

平成三十年七月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員初鹿明博君提出民泊施設を避難所として活用することに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出民泊施設を避難所として活用することに関する質問に対する答弁書

「防災基本計画」（平成三十年六月二十九日中央防災会議決定）においては、「国〔内閣府等〕及び地方公共団体は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。」と記載しているところであり、この「旅館やホテル等」には、住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第五項に規定する届出住宅も含まれるものである。

政府としては、同計画に従い、旅館やホテル等の避難所としての活用をはじめとして、被災者の生活環境の整備のために必要な施策を講ずることとしている。